

こどもさくら公園におけるコンテナトイレ整備業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

移動可能で上下水道への接続なく使用できるコンテナトイレは、平常時のみならず湯水、断水時や災害時のトイレ確保策として有効な設備である。

今般、コンテナトイレを「こどもさくら公園」に導入整備することで、平常時には同公園において快適なトイレ環境を提供し、発災時には同所、或いは避難所等において良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 件名

こどもさくら公園におけるコンテナトイレ整備業務

(2) 業務内容等

別紙に定める「こどもさくら公園におけるコンテナトイレ整備業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) コンテナトイレ設置場所

設置場所は、こどもさくら公園内（土庄町淵崎甲1359番地7地内）を予定（詳細は契約時に別途指定する）。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年2月12日（金）までとする。

(5) 契約上限額

36,000,000円（税込）

なお、コンテナトイレ整備に必要な建築許可等の手続きに要する経費等も含める。

(6) 最低制限価格（税込）

設定する。（非公表）

なお、最低制限価格未満の見積をしたものは失格とする。

3 プロポーザルの参加資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

なお、受託候補者の決定までの間に要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失う。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による土木一式工事、建築一式工事、又はとび・土工・コンクリート工事のいずれかの建設業許可を有すること。
- (2) 次のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。
 - 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士
 - 1 級建築施工管理技士又は 2 級建築施工管理技士
 - その他、建設業法に基づき同等以上の資格を有すると認められる者
- (3) コンテナトイレの整備に関する業務を元請けとして受注し、履行完了した実績を過去 10 年間で 1 件以上有すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者、又は役員が同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 競争入札参加停止の措置を受けていない者

4 応募手続等

(1) 提出書類

次のア～キに掲げる書類を後記「9 問合せ先及び提出先」に提出すること。

ア 参加申請書（第1号様式）

(ア) 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し

イ 業務実績調書（第2号様式）

(ア) 業務履行実績を証明する契約書等の写し

ウ 配置予定技術者調書（第3号様式）

(ア) 3か月以上の雇用を証明する書類の写し

(イ) 当該資格を証明する資格者証等の写し

エ 業務従事者配置調書（第4号様式）

配置予定技術者以外に本業務に従事する者がいる場合に提出すること。

オ 見積書（第5号様式）、経費内訳書（様式自由）

コンテナトイレ（本体及び設備）、設置（運搬、組立、据付等）、基礎工事、給排水設備工事、電気設備工事、申請手続（建築基準法その他関係法令）に必要な経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む。）を全て計上し、提案金額の見積書を作成すること。

カ 法人概要書（第6号様式）

キ 技術提案書（様式自由）

次の(ア)～(オ)を項目ごとに整理したうえで、A4版の両面10枚（20ページ）以内で作成すること。ただし、仕様書の内容を全て満たしているものであること。

(ア) 外観、内部等について

設計上で特にこだわった仕様、デザイン等を記載すること。また、設備の詳細が分かる内容を具体的に記載し、又は資料を添付すること。

(イ) 器具、機能等について

設計上で特にこだわった器具、機能等があれば記載し、又は資料を添付すること。また、以下についても具体的に記載すること。

- ・ 汚水処理設備について、汚水の処理方法（循環フロー図を含めること）
- ・ 運搬時に使用するクレーン、ユニック、トラック等の種別と移設の流れ
- ・ 水洗式、または簡易水洗式の別、及び使用1回当たりの洗浄水流量
- ・ 災害時に500回/日程度が一週間連続した場合の水質（臭い、色、大腸菌の有無など）と、その間の水補給と汲取り頻度（量と回数）
- ・ 避難所等へ運搬した後、運転開始までに必要な水の量と水質（水の調達元＝河川、井戸、水道、メーカーでの調整水など）

- ・被災地での運転実績（販売以外に、寄贈、貸与なども含む）
- ・IoT機能の有無、有りの場合は機能の概要

(ウ) 整備後の維持管理について

施設管理者が実施する水及び消耗品の補充、設備や器具などの清掃等、年間を通して必要な保守・メンテナンス作業の内容、頻度及び費用を具体的に記載すること。その場合、使用回数は1,000回/月を基準とすること。

(エ) 業務スケジュールについて

準備や作業に係る期間、作業内容等を具体的に記載すること。

(オ) 図面について

平面図、立面図、構造図、イメージパース（写真及びラフスケッチ）等、各項目の評価につながる図面を添付すること。

なお、A3版を添付する場合はA4版に折りたたむこととし、技術提案書のページ数には含まない。

(2) 提出部数

ア 4(1)ア～カ : 紙媒体各1部

イ 4(1)キ : 紙媒体7部

(3) 提出期限

ア 4(1)ア～カ : 令和8年5月26日（火）16時（必着）

イ 4(1)キ : 令和8年6月12日（金）16時（必着）

(4) 提出方法

持参し、又は郵送することとする。これら以外の方法（FAX、E-mail等）による提出は受理しない。郵送する場合は期間内の必着とし、電話等による到達確認を必ず行うこと。

(5) 留意事項

ア 技術提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は技術提案書等により行うため、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ウ 「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

(6) その他

ア この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格事項

参加申請書、技術提案書等が次の(ア)～(オ)に該当する場合は、失格となる時がある。また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

- (ア) 提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (オ) 本町が示した契約上限額を上回る見積価格であるもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は、全て返却しない。

5 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下(1)~(3)により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 質問期限

令和8年6月2日（火）16時（必着） ※期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

後記「9 問合せ先及び提出先」に E-Mail で問い合わせることとする（様式は任意）。
面談又は電話での質問は、一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和8年6月5日（金）までに本町ホームページに質問及び回答を掲載する。

6 受託候補者の選定に関する審査

(1) 評価項目

プロポーザル参加者からの提出書類に基づき、別紙1「こどもさくら公園におけるコンテナトイレ整備業務委託に係る受託候補者評価要領」により評価する。

なお、プレゼンテーション等の日時及び場所については本町から別途指定する。

(2) 評価方法

本町が設置する受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、非公開で審査を行う。

なお、委員会は委員の3分の2以上の出席により成立するものとし、委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(4) 受託候補者の選定

各委員の評価点の平均（小数点第二位を四捨五入したもの）を最終評価点とし、最終評価点が総合計点（100点）の6割以上を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者として選定する（プロポーザルは1者のみの応募でも成立するが、その場合でも最終評価点が総合計点（100点）の6割以上となることを条件とする。）。

なお、委員会は、受託候補者が次のア～ウのいずれかに掲げる条件に該当した場合は、直ちにその業者を選定から除外する。

ア ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合

イ 選定に影響を与える不誠実な行為があった場合

ウ その他委員長が参加資格を有することが特に不適當であると認めた場合

7 受託者の決定

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年6月中旬に通知する。また、結果については、本町ホームページで公開する。

(2) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等の契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、別紙2「業務契約書」及び以下を基本とする。

(1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

契約内容は、仕様書及び技術提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までには実施方法の詳細について本町と協議し、必要な準備を完了するものとする。

9 問合せ先及び提出先

(1) 住所 761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2

(2) 担当部署及び担当者 土庄町教育委員会事務局教育総務課（担当：堀）

(3) 連絡先

ア 電話 教育総務課 0879(62)7012

イ E-Mail kyouiku@town.tonosho.lg.jp

10 スケジュール

内 容	日 時
本提案公募の公表	令和8年5月18日（月）
参加申請書等の提出期間	令和8年5月18日（月）～5月26日（火）16時まで
参加資格審査結果の通知	令和8年5月29日（金）メールにて通知する。
提案公募に関する質問受付期間	令和8年5月18日（月）～6月2日（火）16時まで
質問に対する回答の公表日	令和8年6月5日（金）土庄町HPにて公開
技術提案書の提出期間	令和8年6月1日（月）～6月12日（金）16時まで
プロポーザル選定委員会の開催 （プレゼンテーション・質疑応答）	令和8年6月17日（水）予定
審査結果の通知・公表	令和8年6月19日（金）予定